

令和4年1月1日  
以降に経営継承した

# 後継者の チャレンジを 応援します!

補助上限額  
**100**万円

1次募集開始!

令和5年 **5月25日(木)** ~ **7月25日(火)**



※ 農業者からの応募受付は市町村が行うため、市町村ごとに期間や方法が異なります

地域農業の担い手から経営を継承した後継者へ、経営発展に向けた取組に必要な経費を100万円上限(国と市町村で2分の1ずつ)で補助します

## 対象となる取組例

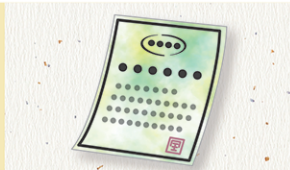
法人化  
で経営強化!



新品種・  
新部門導入  
で付加価値向上!



認証取得  
で信用力アップ!



販路開拓  
で売上アップ!



データ管理の  
ソフト導入  
で効率化!



機械導入  
で業務効率化!



## 事業対象者

- ☑ 令和4年1月1日以降に先代から経営の主宰権を移している
- ☑ 先代が地域農業の中心的な役割を担っていると市町村が認めている
- ☑ 経営継承にあたって生産基盤や経営規模が縮小していない
- ☑ 青色申告をしている
- ☑ 家族経営協定を締結している(家族経営の場合)
- ☑ 経営継承以前に農業経営を主宰したことがない



取組にチャレンジしたい方は  
**お近くの市町村農政担当課へ**  
ご連絡ください

お問い合わせ先  
経営継承・発展等支援事業補助金事務局  
一般社団法人 全国農業会議所  
電話 03-6910-1124 [受付時間 平日 9:30-17:00]  
メール keieikeisyou@nca.or.jp  
特設サイト <https://keisyou-hatten.maff.go.jp>

